

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

◇ 告 示

目 次

- 昭和三十九年十一月専決処分した昭和三十九年度鳥取県埋立事業会計補正予算
生活保護法による医療機関の指定
- 地域森林計画の決定
- 地域森林計画の変更
- 安保林の指定の解除
- 道路の区域の変更
- 道路の位置の指定
- 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 昭和三十九年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催
- 鳥取県告示第八百十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百十九号

昭和四十二年十一月二十九日専決処分した昭和四十二年度鳥取県埋立事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年度鳥取県埋立事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和四十二年度鳥取県埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入の補正)

第2条 予算第3条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額) 収入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	428,932千円	112,867千円	541,799千円
第4項 土地売却代金	—	112,867千円	112,867千円

(重要な資産の処分)

第3条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

- 種類 公有水面埋立による造成土地
- 名称 境港外港地区埋立造成地
- 数量 100ヘクタール
- 処分の態様 売却

鳥取県告示第八百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十二年十一月十六日	芦川外科医院	鳥取市田島字長丁一四五番地の二	外科、脳神経科、肛門科、婦人科、麻酔科、胃腸科、内科	芦川 喬

鳥取県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、米子森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

- 鳥取県農林部林務課
- 鳥取県米子地方農林振興局
- 鳥取県日野地方農林振興局

鳥取県告示第八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区及び倉吉森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

計画区名 公 表 の 場 所

- 鳥取森林計画区 鳥取県農林部林務課 鳥取県鳥取地方農林振興局 鳥取県八頭地方農林振興局
- 八頭森林計画区 鳥取県農林部林務課 鳥取県八頭地方農林振興局

鳥取県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- (一) 解除に係る保安林の所在場所 鳥取市賀露町字西浜一七五七の二九七、一七五七の七四八
- (二) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (三) 解除の理由 指定理由の消滅
- (四) 解除に係る保安林の所在場所

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会規則第七号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「三課」を「四課」に、「捜査課」を「捜査第一課」に改める。
「捜査第二課」

第八条（見出しを含む。）中「捜査課」を「捜査第一課」に改め、同条中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、以下三号ずつ繰り上げる。

第八条の次に次の一条を加える。

（捜査第二課の所掌事務）

第八条の二 捜査第三課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 知能犯罪の捜査に関する事。
 - 二 選挙犯罪の捜査に関する事。
 - 三 暴力団犯罪の捜査に関する事。
 - 四 金融犯罪の捜査に関する事。
- 第九条第十一号中「酒によつて」を「酒に酔つて」に改める。

第十一条中「四課」を「二課」に改め、
「交通第一課」
「交通第二課」を削る。

第十三条の次に次の二条を加え、第十四条の三を削る。

（機動隊の所掌事務）

第十三条の二 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 治安警備及び災害警備事案の実施活動に関する事。
- 二 部隊活動による雑踏警備、警衛、警護、集団警ら、各種一斉取締り等の実施活動に関する事。

（交通部の分課）

第十三条の三 交通部に、次の二課を置く。

交通第一課

交通第二課

第二十条を次のように改める。

（管理官等）

第二十条、特命事項を分担させるため必要があるときは、部及び警察署に管理官又は調査官を、部に主査を置くことができる。

2 管理官及び調査官は警視の階級にある警察官をもつてあて、主査は、事務吏員又は技術吏員をもつてあてる。

3 管理官、調査官及び主査は、上司の命を受け、特命事項に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十三条中「警察署に、署長を置き」を「警察署長は」に改める。

附 則

（施行期日）

1. この規則は、昭和四十三年一月十日から施行する。

(刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

2 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「捜査課」を「捜査第一課、捜査第二課」に改める。

3 警察職員の設定の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中

捜査課	3	6	9	11		29	8
-----	---	---	---	----	--	----	---

を

捜査第一課	2	3	5	5		15	6
捜査第二課	1	3	4	6		14	2

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年十二月二十五日から施行する。

昭和四十二年十二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

3の項中

一般国道五三号線、県道智頭佐用線、八頭郡智頭町大字智頭一五番地の一、四九番地の一、地先までの間

一、四〇〇メートル

三〇キロメートル

を

一般国道五三号線、県道智頭佐用線、八頭郡智頭町大字智頭一五番地の一、二七番地の一、地先までの間

九七〇メートル

三〇キロメートル

を

県道智頭佐用線、八頭郡智頭町大字智頭一、二七番地の一、九番地の一、地先までの間

四三〇メートル

高速車・中速車
四〇キロメートル

を

一般国道一八三号線、県道石見、生山停車場線、日野郡日南町大字生山四九八番地の先から同地内一五六番地の先までの間

六三〇メートル

三〇キロメートル

一般国道一八三号線 日野郡日南町生山三六番地の二地先までの間	一、〇五〇 メートル	高速車・中速車 四〇キロメートル
一般国道一八三号線 日野郡日南町生山二九番地の二地先から同地内一五九番地の九地先までの間	七四〇 メートル	三〇キロメートル
県道生山停車場線 日野郡日南町生山一五番地の二地先から同地内七一四番地の二地先までの間	一一〇 メートル	三〇キロメートル

に改める。

5の項中

西伯郡伯仙町尾高七、七〇一番の二地先	を	
西伯郡伯仙町尾高二、二〇一番の二地先	に、	
鳥取市雲山三五七番地の四地先	を	
鳥取市雲山三五七番地の四地先	に改める。	
鳥取市吉成二四八番地地先		

6の項中

市道茶屋祇園町線 米子市茶町二番地 地先から同市大工町 三番地地先までの間	三四〇 メートル	七時から一 〇時まで及 び六時から 九時まで
--	-------------	---------------------------------

を

市道茶屋祇園町線 米子市茶町二番地 地先から同市祇園町 二丁目一三番地地先 までの間	一、〇〇〇 メートル	七時から一 〇時まで及 び九時か まで
--	---------------	------------------------------

に改める。

8の項中

外江町一、五九一番地地先	を削り、	
大字浜村字西浜七八三番地の七六五地先	を	
大字浜村字西浜七八三番地の七六五地先	に、	
大字八束水字畷田引一、四九一番の二地先	を	
夜見町一、六七七番地地先	を	
夜見町一、六七七番地地先	に改める。	
祇園町二丁目二〇八番地地先		
角盤町二丁目七八番地の二地先		

に改める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年12月22日

鳥取県公安委員長 沢 住 展 誠

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和43年1月23日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭及び鳥浜村の各警察署の管内に居住する者
昭和43年1月26日 午後1時から	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和43年2月2日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び里坂の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1 時間

4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携 行 品

- (1) 筆記用具
- (2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙
- (3) 印鑑

正 誤

昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百十八号(換地計画の認可について)中次の箇所に記載があつたので、訂正する。

頁 誤 行 誤 正
二 上 終わりから一 十八日 二十二日